

国家戦略特別区域法施行令の規定予定事項について

法の条文の概要	政令で定める事項の趣旨・内容
<p><b>第7条第2項（国家戦略特別区域会議）</b>                      内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、<u>公募その他の政令で定める方法</u>により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。</p>	<p><b>【国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法】</b>                      特定事業を実施すると見込まれる者として国家戦略特別区域会議の構成員となる者の選定方法について定めるもの。</p>
<p><b>第10条第6項（構造改革特別区域法の特定事業）</b>                      構造改革特別区域法の特定事業の内容等を記載した区域計画についての国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し<u>必要な読替えは、政令で定める。</u></p>	<p><b>【構造改革特別区域法の特定事業を活用する場合の読替え】</b>                      構造改革特別区域法の特定事業を活用する場合において必要となる技術的読替えについて定めるもの。</p>

**第 13 条第 1 項（旅館業法の特例）**

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の認定を受けることができる。

**【旅館業法の特例に係る特定事業の要件】**

旅館業法の特例が適用される「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件について定めるもの。

**第 14 条第 1 項（医療法の特例）**

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があった場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十一号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

**【医療法の特例の対象となる申請の範囲】**

医療法の特例の対象となる申請の範囲について定めるもの。

### 第 17 条第 1 項（道路法の特例）

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び次項において「施設等」という。）のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路（同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

### 【道路法の特例において設置できる施設等】

道路法の特例の適用対象として占用許可を受けて設置することができる施設等について定めるもの。

### 第 17 条第 1 項（道路法の特例）

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び次項において「施設等」という。）のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路（同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

### 【道路法の特例を活用するための要件】

道路法の特例の適用対象として占用許可を与えることができる要件について定めるもの。

<p><b>第 20 条第 3 項（土地区画整理法の特例）</b></p> <p>国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業を定めようとするときは、<u>政令で定めるところにより</u>、国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ事業計画、規準又は施行規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p><b>【土地区画整理法の特例を活用するための手続】</b></p> <p>事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする際の手続について定めるもの。</p>
<p><b>第 23 条第 1 項（都市計画法の特例）</b></p> <p>国家戦略都市計画施設整備事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、<u>政令で定めるところにより</u>、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があったものとみなす。</p>	<p><b>【都市計画法の特例】</b></p> <p>区域計画の内容と、みなされる認可又は承認との対応関係を定めるもの。</p>

**第 24 条第 3 項（都市再開発法の特例）**

国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、政令で定めるところにより、国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ事業計画、規準又は施行規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

**【都市再開発法の特例を活用するための手続】**

事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする際の手続について定めるもの。